

第 1 章 計画の策定にあたって

1 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨

計画策定の背景と目的

熊本地震の経験を活かした本市における「地域共生社会」の実現に向けて、基本方針や取組を整理し、地域全体で共有することにより、市、市社協、校区社協、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO、民間事業者等が一体的に地域福祉活動に取り組むことを目的として策定するもの。

(1) 「地域共生社会」実現が求められる背景

近年、少子高齢・人口減少により、多くの地域では単身世帯の増加、社会的孤立等が発生するとともに、社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力低下やその持続可能性について危惧がされています。

これらの社会構造の変化等を背景として、地域や家庭、職場といった生活の様々な場において、「支え合い」の基盤が弱まってきており、暮らしにおける「人と人とのつながり」が希薄化するなかで、周囲から孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないこと等により、課題が深刻化しているケースが増加しています。

また、近年の課題として、例えば、高齢の親とひきこもりの中高年の子が同居し、収入や介護等に関する問題が発生する「8050問題」や、子育てと親の介護が同時期に発生する「ダブルケア」の問題等、個人や世帯が抱える問題は複雑化するとともに、絡み合って複合化しています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「**地域共生社会**」の実現に向けた取組が求められています。

『地域共生社会』とは・・・

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『**我が事**』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『**丸ごと**』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(平成 29 年(2017 年)2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

(2) 「地域共生社会」の実現に向けて

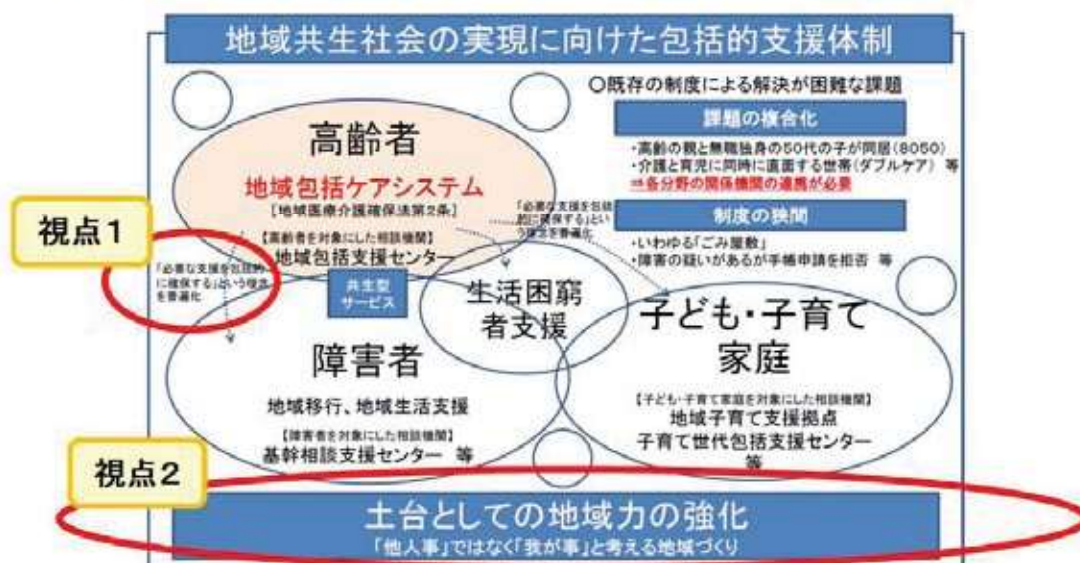
「地域共生社会」の実現に向けては、以下の「2つの視点」を踏まえ、取組を推進していくことが重要となります。

～ 「地域共生社会」の実現に向けての「2つの視点」 ～



（出典）厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/scisakunitsuite/bunya/0000184346.html>）

⇒ 「地域共生社会」の実現に向けては、次の「視点1」及び「視点2」に基づき、**取組を推進**していくことが重要となる。



（出典）厚生労働省ホームページ

（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000184506.pdf>）を加工して作成

視点1 「地域包括ケアシステム」の理念を他の福祉分野に普遍化

高齢者へのケアを地域で包括的に確保・提供するという「地域包括ケアシステム」の考え方を、障がい者、子どもなどへの支援や複合的な課題にも広げ、課題を「丸ごと」受け止められる体制整備を行う。



地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を策定していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要で、
- 人口が概ね75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

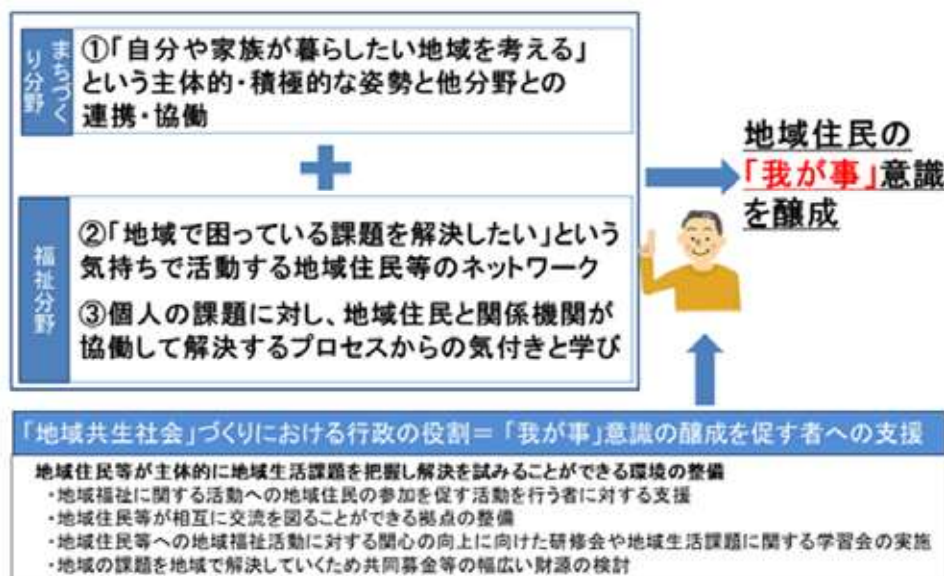


(出典)厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)

視点2 土台としての「地域力の強化」

これまで推進してきた「地域包括ケア」等、福祉分野の取組や手法と、住民の主体性を引き出すまちづくり分野等の取組や視点との連携を促進することで、地域住民の「我が事」意識を醸成する。



【参考】「地域共生社会」実現に向けた取組に係る法改正や制度の見直し ※詳細は P170～P171

- ① 「社会福祉法」の改正
 - ⇒ 包括的支援体制の整備、「地域福祉計画」策定の努力義務化
- ② 「生活困窮者自立支援法」の施行
 - ⇒ 「支援の狭間」にある方への「第二のセーフティネット」の制度化
- ③ 「成年後見制度の利用促進に関する法律」の施行
 - ⇒ 制度利用の促進、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村計画の策定

(3)本市における「地域共生社会」の実現

視点1 分野横断的な包括的支援の必要性

これまでの福祉は分野毎に発展してきており、本市においても、地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）を設置し、地域を基盤とした包括的な支援を実施してきた高齢者分野をはじめとし、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等、各福祉分野それぞれで対象者への支援の充実を図ってきました。

しかし、近年、人々のライフスタイルや社会構造が変化していることにより、個別の分野・各団体だけでは支援が困難な複合化した課題や、既存の制度では対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題を抱えたケースが顕在化しています。

このような状況に対し、「地域共生社会」の実現に向けては、従来どおりの分野毎の支援ではなく、様々な主体が分野横断的に連携し、課題を「丸ごと」受け止めていくことが必要となっています。

視点2 熊本地震の経験を活かした支え合い活動の活性化

本市が経験した平成28年熊本地震では、災害発生時や復旧における行政による支援、「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体的に行動し、地域の中でつながりながら、互いに支え助け合う「共助」の必要性、重要性が再認識されました。

本市においては、これまでも「地域福祉計画」の基本理念の一つとして「住民相互の支え合い」を推進してきましたが、「地域共生社会」の実現に向けては、熊本地震の経験を活かし、課題を「我が事」として捉える意識の醸成を図り、協働による「支え合い活動」を活性化させるとともに、地域住民等の主体的な課題解決に向けた仕組みづくりに取り組んでいくことが重要です。

【「地域福祉」と「自助・共助・公助」】

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

そのためには、まずは個人の努力でできることは自分で取組み【自助】、それでも解決できないことは、地域住民や地域団体等の支え合い活動【共助】と連携して解決していくことが重要となります。更に公的なサービスについては行政が適切にその役割を担う【公助】ことで、「地域共生社会」の実現に取り組んでいく必要があります。



※ 地域包括ケアシステムの構築・推進において、厚生労働省は【共助】がリスクを共有する仲間（被保険者）の負担に基づいた介護保険に代表される社会保険制度及びサービスであるのに対し、【互助】は費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものであるとし、【互助】と【共助】を明確に使い分けています。

これに対し、地域福祉の分野において、本市が目指す「地域共生社会」の実現に向けては、制度化された【共助】と、自発的な支え合いである【互助】の双方を推進することが重要であり、また【共助】と【互助】は相互に支え合っているという意味で共通していることもあり、現状、本市の事業実施に際しての説明等や地域においても明確には両者の使い分けがなされていません。

よって、第4次計画においては【共助】と【互助】を使い分けず、「熊本市第7次総合計画」との整合性や住民認知度を勘案し、【共助】に【互助】が含まれるものとして、【共助】に統一して用いることとします。

2 これまでの計画策定の経緯

本市では、平成16年度(2004年度)に「熊本市地域福祉計画」(平成17～21年度)を、平成21年度(2009年度)に「第2次熊本市地域福祉計画」(平成22～26年度)を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

また、平成27年度(2015年度)からが計画期間となる「第3次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画」(以下、「第3次計画」という。)では、「地域福祉計画」と互いに補完・補強し合う関係にある「地域福祉活動計画」との一体的な策定を行いました。

これにより、本市と熊本市社会福祉協議会のそれぞれの役割を明確化し、より一層の連携強化を図るとともに、これまでの計画の基本理念を継承しながら、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉を推進してきました。

3 計画の位置づけ

(1) 策定の根拠

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第107条に基づく地域福祉推進のための市町村計画である「地域福祉計画」と、住民や地域において社会福祉に関する活動を行う者等と社会福祉協議会が相互に協力し、地域福祉を推進するための活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定した計画です。

それぞれの計画は、共通の理念、目的のもと、補完・補強し合いながら、本市の地域福祉を推進していく関係にあります。

(2) 他計画との関係

本市の計画体系及び社会福祉法の改正等を踏まえ、「第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「第4次計画」という。)については以下のとおり位置づけることとします。

- 「熊本市第7次総合計画」を上位計画とし、その理念のもと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、それぞれの福祉分野毎ではなく、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通し、分野横断的に取り組むべき事項等を盛り込む計画とします。
- 第4次計画については、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の理念を踏まえ、取組を推進します。



※SDGsの詳細については、資料編 P172 を参照ください。

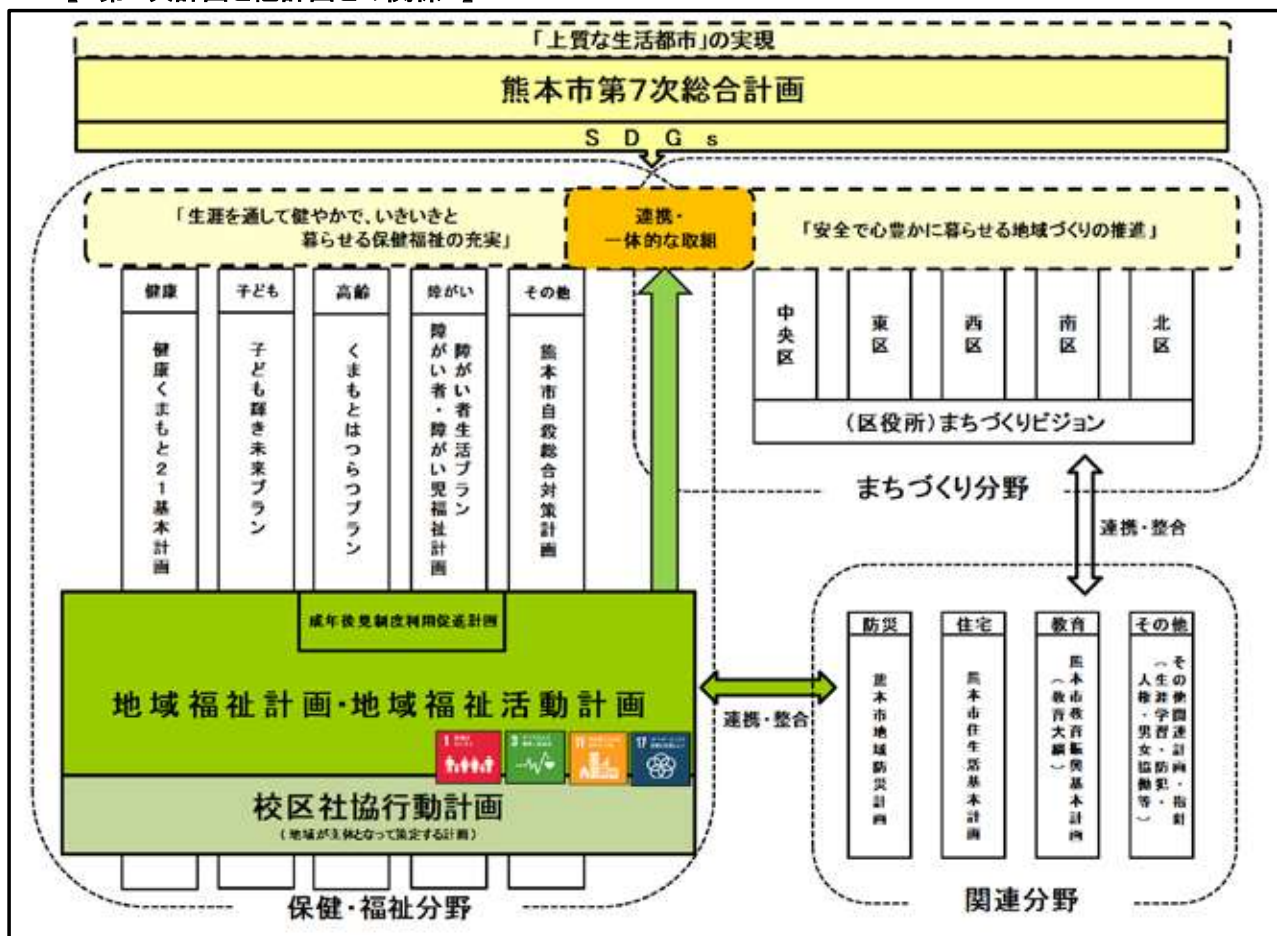
- 第3次計画では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定し、「地域福祉計画」については、2つの「重点的取組」のもと本市が、「地域福祉活動計画」については、3つの「活動目標」のもと熊本市社会福祉協議会が、住民、地域団体等と連携し、その基本理念の実現に向けて取組を行ってきました。

しかし、「地域共生社会」の実現に向けては、市、市社協、校区社協、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民、地域団体、社会福祉法人、NPO、民間事業者等、地域福祉推進に関わる全ての主体が、これまで以上に連携し、一体的に取り組むことが重要です。

そこで、第4次計画においては、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」共通の3つの「基本方針」(第3章参照)を定めることで、取り組むことが必要な課題等をより明確にし、その課題解決に向けて、それぞれの役割分担のもと協働して取組を推進していきます。

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する市町村計画(「熊本市成年後見制度利用促進計画」)をその内容に盛り込む計画とします。

【 第4次計画と他計画との関係 】



4 計画期間

計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年間とします。なお、社会状況の変化や関係法令の改正等により、計画期間中であっても必要に応じて見直しを検討することとします。

【 総合計画及び関連計画の計画期間 】

年度 分野	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
総合計画	熊本市第7次総合計画						
地域福祉	第3次熊本市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画		第4次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画				
健康	第2次健康くまもと21基本計画						
子ども	熊本市子ども輝き未来プラン		第2次熊本市子ども輝き未来プラン				
高齢	くまもとはつつプラン(第7期)			(仮)くまもとはつつプラン(第8期)			
障がい	障がい者プラン		障がい者生活プラン				